

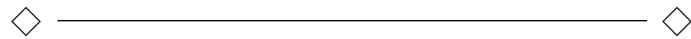
議案第 5 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

階上町長 荒谷 憲輝



提案理由

令和 6 年度国民健康保険特別会計予算について歳入歳出の額をそれぞれ調整し補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前 2 項の規定による処理については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決処分第 2 号

令和 6 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について

令和 6 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算を地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

階上町長 荒 谷 憲 輝

令和 6 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算 別冊のとおり

令和 6 年度

階上町国民健康保険
特別会計補正予算

専決第 2 号

令和 6 年度 階上町国民健康保険特別会計補正予算

令和 6 年度階上町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 2, 0 1 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 5 1 0, 5 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

階上町長 荒 谷 憲 輝

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,117,104	4,338	1,112,766
	1 県補助金	1,117,104	4,338	1,112,766
5 繰入金		167,109	37,659	129,450
	1 他会計繰入金	130,840	1,390	129,450
	2 基金繰入金	36,269	36,269	0
7 諸収入		4,840	20	4,820
	2 雑入	2,040	20	2,020
歳 入 合 計		1,552,594	42,017	1,510,577

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		13,009	-	13,009
	1 総務管理費	8,477	-	8,477
	4 趣旨普及費	447	-	447
2 保険給付費		1,103,735	40,518	1,063,217
	1 療養諸費	946,496	34,282	912,214
	2 高額療養費	151,035	4,210	146,825
	3 移送費	1	1	0
	4 出産育児諸費	4,502	2,024	2,478
	6 傷病手当金	1	1	0
3 国民健康保険事業費納付金		399,601	-	399,601
	1 医療給付費分	267,886	-	267,886
4 保健事業費		20,555	19	20,536
	1 特定健康診査等事業費	9,071	19	9,052
	2 保健事業費	11,484	-	11,484
7 予備費		2,698	1,480	1,218
	1 予備費	2,698	1,480	1,218
歳 出 合 計		1,552,594	42,017	1,510,577